

# 舞鶴市スポーツ施設個別施設計画策定支援業務 仕様書

## 1 概要

### (1) 件名

舞鶴市スポーツ施設個別施設計画策定支援業務

### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 2 対象施設

本業務の対象とする施設は、次に掲げるものとする。

番号	施設名	住所	供用開始年
1	舞鶴東体育館	舞鶴市字北吸1054	1973
2	舞鶴文化公園体育館	舞鶴市字上安久420	1986
3	舞鶴文化公園プール	舞鶴市字上安久420	1990
4	舞鶴文化公園多目的施設	舞鶴市字上安久420	1999
5	東舞鶴公園管理棟	舞鶴市字行永地内	1979
6	東舞鶴公園野球場	舞鶴市字行永地内	1976
7	東舞鶴公園陸上競技場	舞鶴市字行永地内	1979
8	東舞鶴公園テニスコート	舞鶴市字行永地内	1999
9	東舞鶴公園弓道場	舞鶴市字行永892	1993
10	伊佐津川運動公園管理棟	舞鶴市字円満寺地内他	2018
11	伊佐津川運動公園人工芝グラウンド	舞鶴市字円満寺地内他	2018
12	伊佐津川運動公園多目的グラウンド	舞鶴市字円満寺地内他	2018
13	伊佐津川運動公園テニスコート	舞鶴市字円満寺地内他	2018
14	前島みなと公園テニスコート	舞鶴市字浜地内	1993
15	泉源寺多目的施設	舞鶴市字田中町4-1	1999
16	加佐運動場	舞鶴市字岡田由里地内	1974
17	北吸多目的施設	舞鶴市字北吸509	1991 (1965建設)
18	青葉山ろく公園パターゴルフ場	舞鶴市字岡安地内	1992
19	屋外運動場夜間照明	明倫小学校	1987
20	屋外運動場夜間照明	城南中学校	1991
21	屋外運動場夜間照明	若浦中学校	1994

### 3 目的

本業務は、舞鶴市内のスポーツ施設における個別施設計画について、市が作成した計画素案および1次評価結果に基づき、より専門的な見地から対象施設の「建物性能（ハード）」および「運営・利用状況（ソフト）」の調査や分析を行ったうえで、施設の劣化状況や将来需要を精査し、長寿命化、集約・複合化、転用・廃止等の具体的な再編パターンごとのライフサイクルコスト（LCC）を比較検討しながら、実効性の高い計画として策定することを目的とする。

### 4 業務計画書等の提出

受託者は、契約締結後、次に掲げる書類を、それぞれ指定する時期に提出すること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務工程表
- (3) 監理技術者通知書
- (4) 監理技術者経歴書
- (5) 管理・主任技術者実績

上記の(4)および(5)には次の内容を記載する。

- ① 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、手持業務の状況
- ② 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務年数、同種または類似業務の実績、手持業務の状況
- ③ 協働事業所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力がある場合）
- ④ 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・該当分野における業務の実績・手持業務の状況

### 5 技術者の要件

本業務の主任技術者は、技術士(建設部門/都市および地方計画)または一級建築士の資格を有する者とし、業務を推進するために必要な情報収集・分析、台帳化等の実務経験(策定中を含む。)を有する者とする。

### 6 準拠する法令等

受託者は、本業務を実施するに当たり、次に掲げる関係法令や計画等に基づき実施すること。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成26年4月22日/総務省)
- (2) インフラ長寿命化基本計画(文部科学省)
- (3) スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（スポーツ庁）
- (4) 舞鶴市公共施設等総合管理計画

- (5) 都市計画法
- (6) 建築基準法
- (7) 個人情報の保護に関する法律
- (8) 舞鶴市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (9) 舞鶴市契約規則
- (10) その他舞鶴市が定める規程および関係法令ならびに諸法規等

## 7 貸与資料

本業務の実施にあたり、市は以下の資料を受託者に貸与または提供する。

- (1)舞鶴市スポーツ施設個別施設計画（素案・1次評価結果）
- (2)施設台帳データ（基礎情報、利用状況、財務状況等）
- (3)施設図面等
  - ①東体育館（電子：配置図・平面図）
  - ②文化公園体育館（電子：配置図・平面図）
  - ③文化公園プール（電子：配置図・平面図）
  - ④文化公園多目的施設
  - ⑤東舞鶴公園管理棟（電子：配置図）
  - ⑥東舞鶴公園野球場（電子：配置図）
  - ⑦東舞鶴公園陸上競技場（電子：配置図）
  - ⑧東舞鶴公園テニスコート（電子：配置図）
  - ⑨東舞鶴公園弓道場（電子：配置図）
  - ⑩伊佐津川運動公園管理棟
  - ⑪伊佐津川運動公園人工芝グラウンド（電子：配置図）
  - ⑫伊佐津川運動公園多目的グラウンド（電子：配置図）
  - ⑬伊佐津川運動公園テニスコート（電子：配置図）
  - ⑭前島みなと公園テニスコート
  - ⑮泉源寺多目的施設（電子：配置図・平面図）
  - ⑯加佐運動場
  - ⑰北吸多目的施設（電子：配置図・平面図）
  - ⑱青葉山ろく公園パターゴルフ場（電子：配置図・平面図）
  - ⑲明倫小学校屋外運動場夜間照明
  - ⑳城南中学校屋外運動場夜間照明
  - ㉑若浦中学校屋外運動場夜間照明

（※ただし、施設によっては図面の一部または全部が欠損している場合がある。受託者は現状に合わせて柔軟に対応すること。）

## 8 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

### (1) 計画準備・書面調査

本業務の実施に先立ち、準拠法令等の確認を行うとともに、市が貸与する「計画素案（1次評価結果含む）」および「施設台帳データ」の内容を精査し、評価手法の妥当性を確認すること。不足しているデータ項目がある場合は、追加調査の要否を検討すること。

### (2) 現地確認及び劣化度調査の実施

市が実施した1次評価の結果を踏まえ、主要な施設について現地調査及び施設管理者等のヒアリング調査を行い、専門的見地から現状を確認し、劣化度調査を行うこと。なお、既存図面（竣工図・改修図等）との照合を行うが、図面が存在しない、あるいは現況と大きく異なる部位については、専門的知見に基づく目視確認により現状を把握することとし、過度な破壊検査等は行わないものとする。

### (3) 対象施設の機能・運営状況の分析（ソフト面の2次評価）

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づき、各施設の機能水準や利用実態、競合状況を分析し、将来需要を予測すること。

### (4) 将来コストの算定および再編パターンの検討

今後30～50年間のライフサイクルコスト（LCC）を試算・比較し、施設ごとに複数の再編パターン（長寿命化、複合化、廃止等）を提示すること。

### (5) 意見公募(パブリックコメント)の実施の支援

令和9年1月を目処に、当該計画について本市が意見公募を実施するため、令和8年12月末までに意見公募手続用計画素案(電子データで納品)を作成すること。なお、意見公募の結果、集まった意見を分析・検討し、適宜計画に反映するものとする。

### (6) 計画の作成

上記(1)から(5)までの内容を取りまとめ、計画を作成すること。なお、作成するに当たっては、次に掲げることについて記載するものとする。

#### ア 対象施設

#### イ 計画期間

令和9年度から10年間の計画とする。

#### ウ 対象施設の状態等

上記(1)、(2)にて精査・把握した資料等を基に、各施設の状態について整理した内容を記載すること。

#### エ 対象施設の方針

各施設の定量的、定性的評価を行い、今後の方針の検討を行ったうえで記載すること。

## オ 対策の優先順位の考え方

各施設が果たしている役割、機能、利用状況等を分析し、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、これに基づく優先順位の考え方を明確にし、記載すること。

## カ 対策の内容と実施時期

「ウ 対象施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理した内容を記載すること。

## キ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を記載すること。

## (7) 打合せ

市との協議および調査報告を行い、その内容について協議録の作成をすること。なお、その回数は原則3回程度とするが、適正な業務の遂行を図るため、市担当職員と常に密接な連絡を取り、相互に確認すること。

## 9 成果品

以下のデータを電子データで納品すること

- (1) 舞鶴市スポーツ施設個別施設計画 (Word・PDFファイル)
- (2) 計画概要版(Word・PDFファイル)
- (3) 業務報告書

## 10 成果品の帰属

成果品については、全て市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく使用または流用してはならない。また、本事業遂行に当たり貸与した資料の複製物についても同様の扱いとする。

## 11 瑕疵

受託者は、成果品の引き渡し後においても、当該成果品について市から不備または瑕疵の指摘があった場合には、速やかに無償にて訂正を行うものとする。

## 12 成果品の検査・納品

本事業の成果品については、市の検査を受けた後、市の指定の場所へ納入するものとする。

## 13 その他

- (1) 本業務の遂行上知りえた一切の情報を、第三者に漏らしてはならないものとする。
- (2) 本仕様書において明示なき事項および疑義が生じた場合、市および受託者との協議を行った上で、市の指示を受けなければならない。